

令和7年度 第3回

東京都

医療的ケア児支援地域協議会

- ▶ 日 時 : 令和8年3月27日 (金曜日) 18時から
- ▶ 実施方法 : オンライン会議

会議の進行

I 開会

II 議事

- (1) 区市町村調査・医療的ケア児等コーディネーター調査結果報告
- (2) 令和7年度医療的ケア児支援関連事業の実施状況
- (3) 医療的ケア児支援区市町村担当者連絡会等の実施報告
- (4) 令和8年度医療的ケア児支援関連事業の説明

III 閉会

議事 1

区市町村調査・医療的ケア児等コーディネーター調査 結果報告

1 - 1 区市町村調査・医療的ケア児等コーディネーター調査結果報告

医療的ケア児支援法の施行から4年が経過する中、各区市町村における医療的ケア児施策の実施状況や、地域資源の状況、支援を取り巻く状況等について把握するため、医療的ケア児者の支援について以下アンケートを実施。

区市町村調査

調査対象…都内区市町村障害福祉担当課

実施時期…令和7年12月～令和8年1月

回答数 …62自治体

<アンケート内容>

医療的ケア児者の実態把握の状況、地域資源等に関する状況、都事業の活用状況、区市町村における取組、関係機関の協議の場設置及び実施状況、医療的ケア児コーディネーター配置状況等

医療的ケア児等コーディネーター調査

調査対象…東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した方

実施時期…令和7年12月～令和8年1月

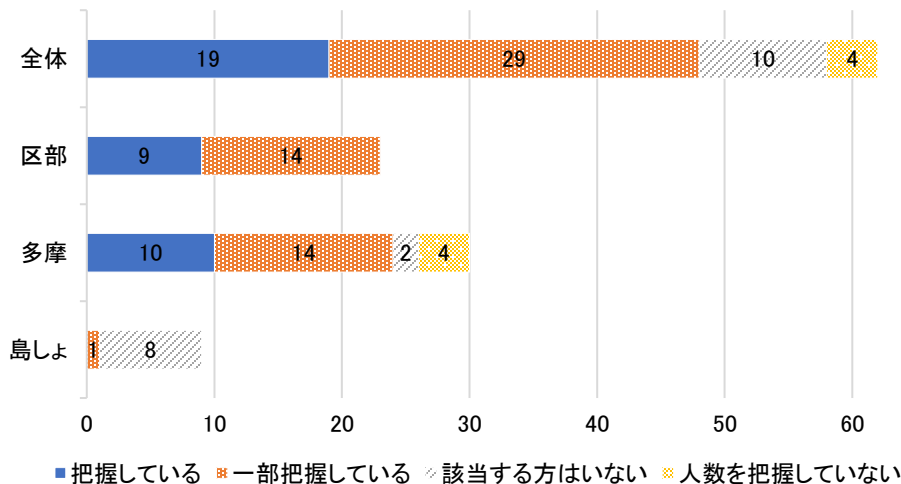
回答数 …155名

<アンケート内容>

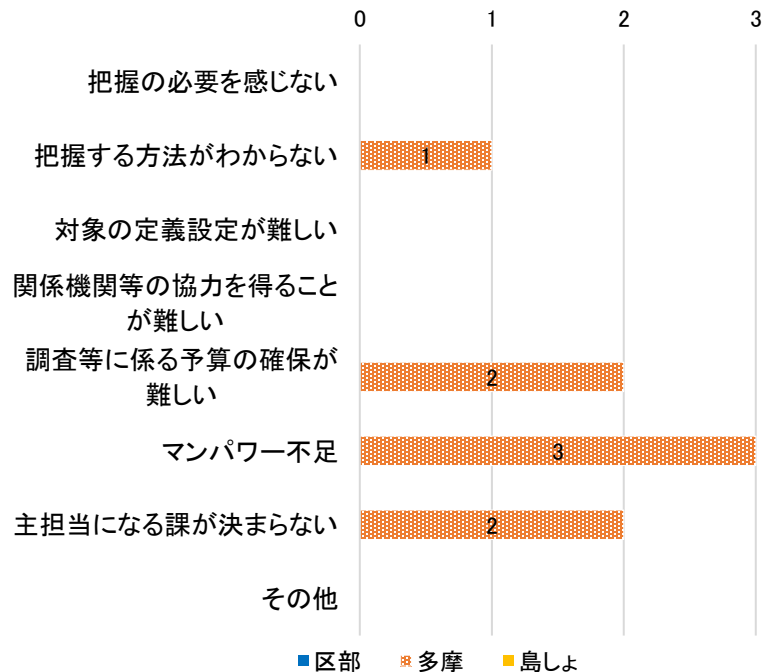
医療的ケア児等コーディネーターとしての活動状況、地域資源等に関する状況、都事業の活用状況等

1-2-1 区市町村調査結果

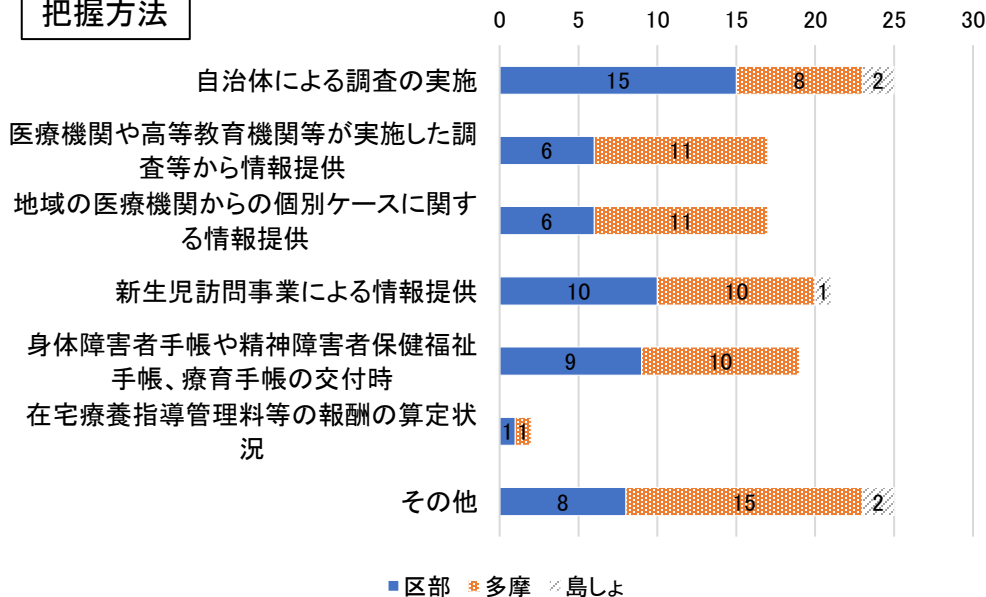
医療的ケア児(18歳未満)の人数の把握状況



医療的ケア児の人数を把握していない理由



把握方法



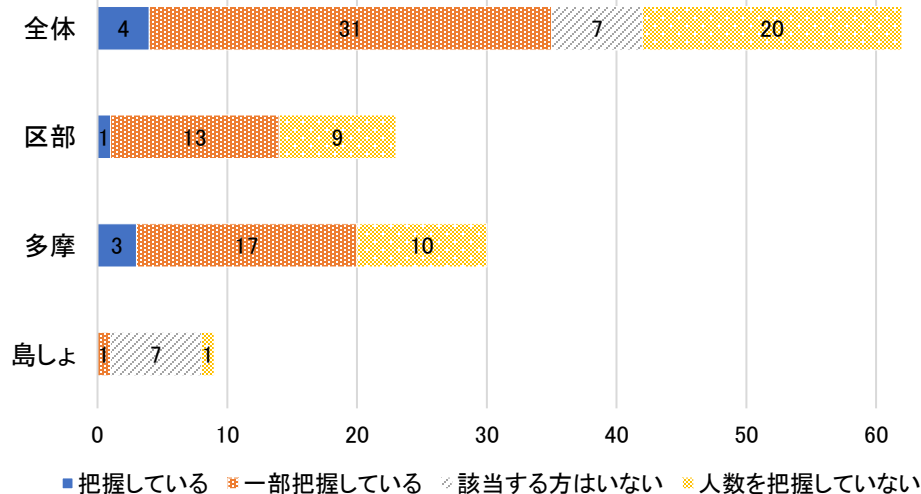
把握方法「その他」の主な内容

- ・福祉サービスの申請時、乳幼児健診、保育園入園申請などで同意を得て、庁内関係機関の情報提供、保健所からの情報提供により把握
- ・医療的ケア児等コーディネーターからの情報提供
- ・障害福祉サービス、在宅レスパイト等の申請時の把握
- ・庁内関係課からの情報連携(学務課・保育課)
- ・庁内の他部署へ該当児の有無を確認
- ・医療的ケア児支援関係課による対象者の集約
- ・災害時個別支援計画の作成

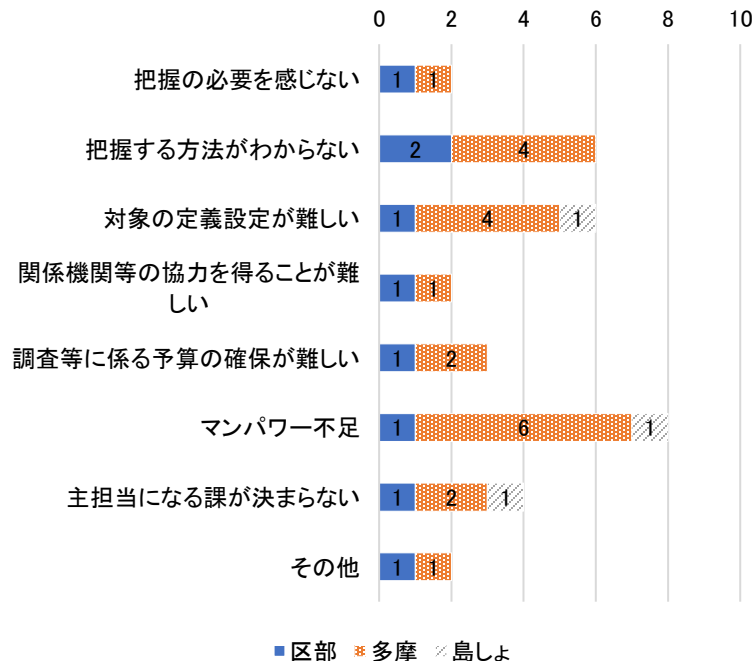
1-2-2 区市町村調査結果

医療的ケア者(18歳以上65歳未満)の人数の把握状況

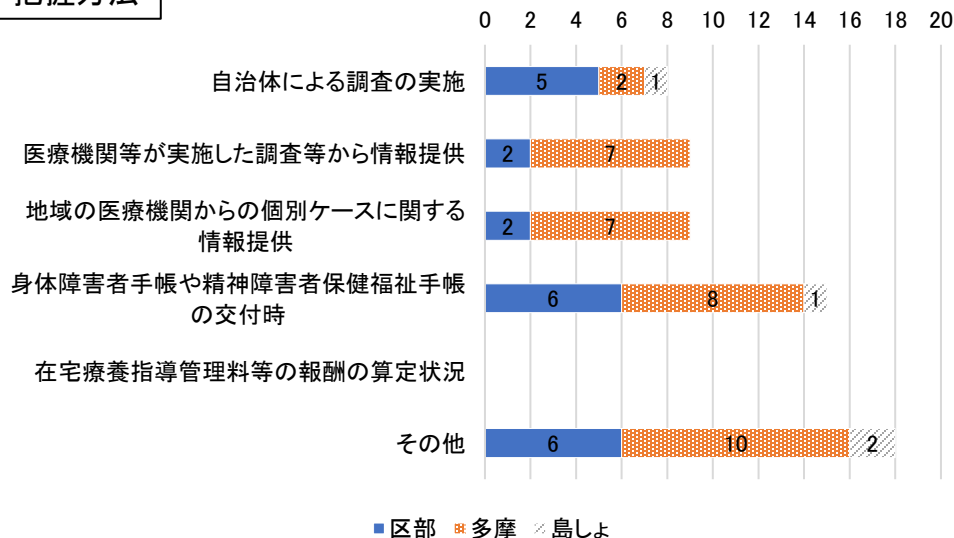
※本調査での医療的ケア者は「日常的に医療的ケアが必要な成人の方」とした



医療的ケア者の人数を把握していない理由



把握方法

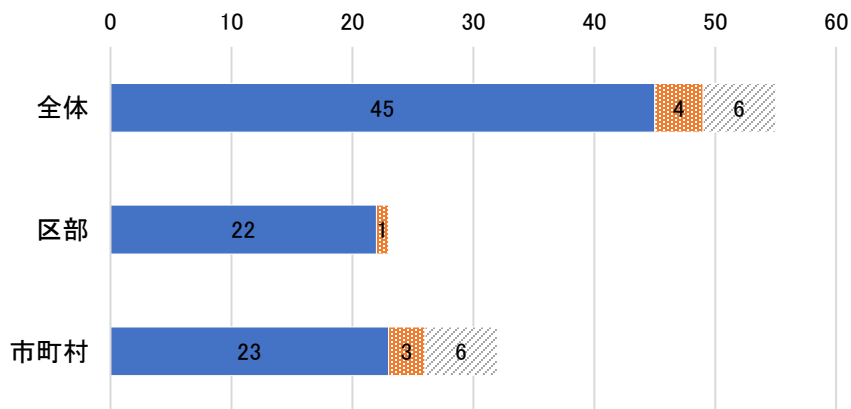


把握方法「その他」の主な内容

- ・障害福祉サービス利用申請時に把握
- ・障害支援区分認定調査
- ・精神保健活動
- ・訪問看護情報提供書
- ・災害時個別支援計画
- ・在宅レスパイト事業の登録
- ・保健所や関係機関からの情報提供
- ・難病医療費等助成申請時
- ・ご家族からの情報

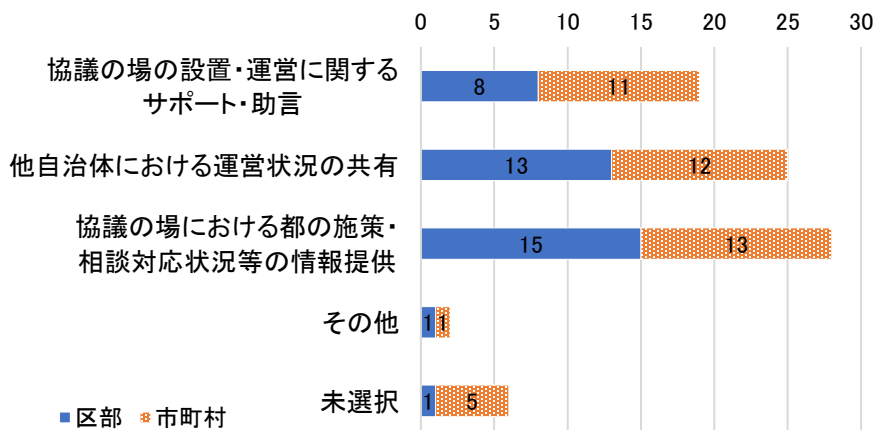
1 - 2 - 3 区市町村調査結果

関係機関の協議の場の設置状況



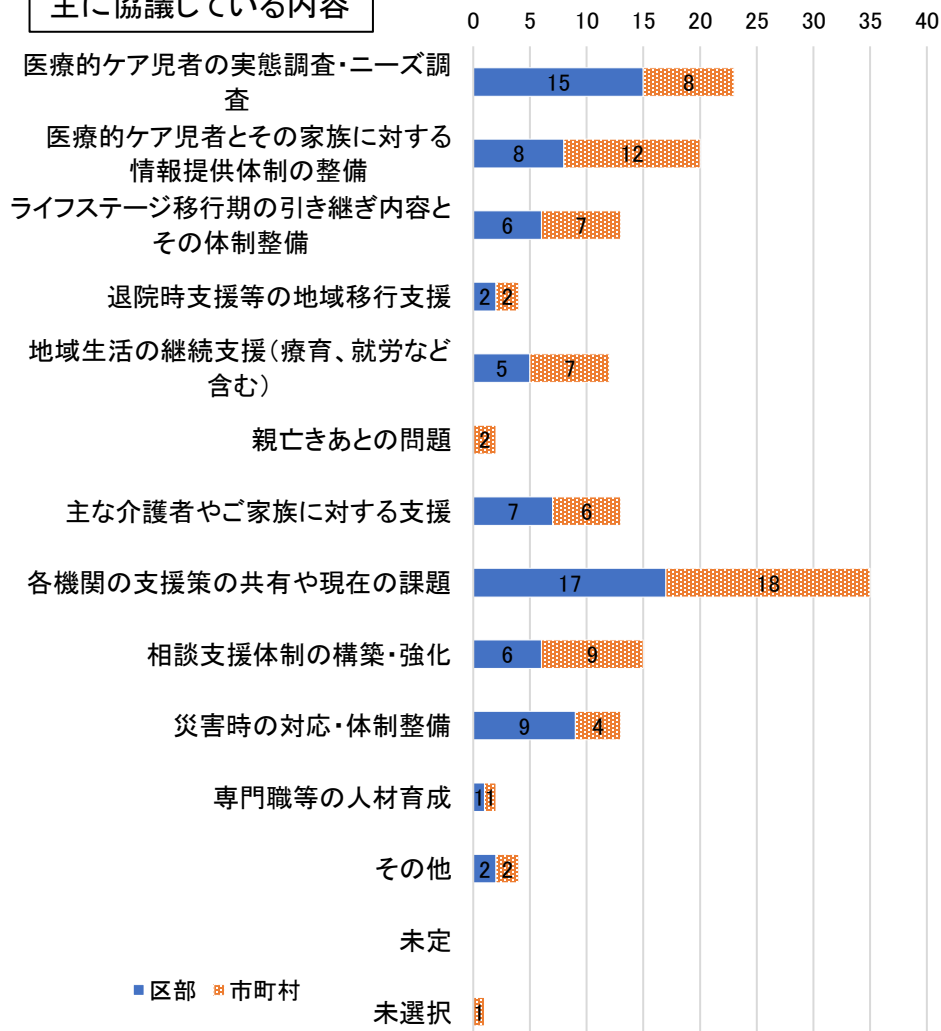
■ 設置している ■ 設置予定である ▨ 設置していないし、設置予定もない

協議の場の設置や運営等にあたり都から必要と感じる支援



■ 区部 ■ 市町村

主に協議している内容



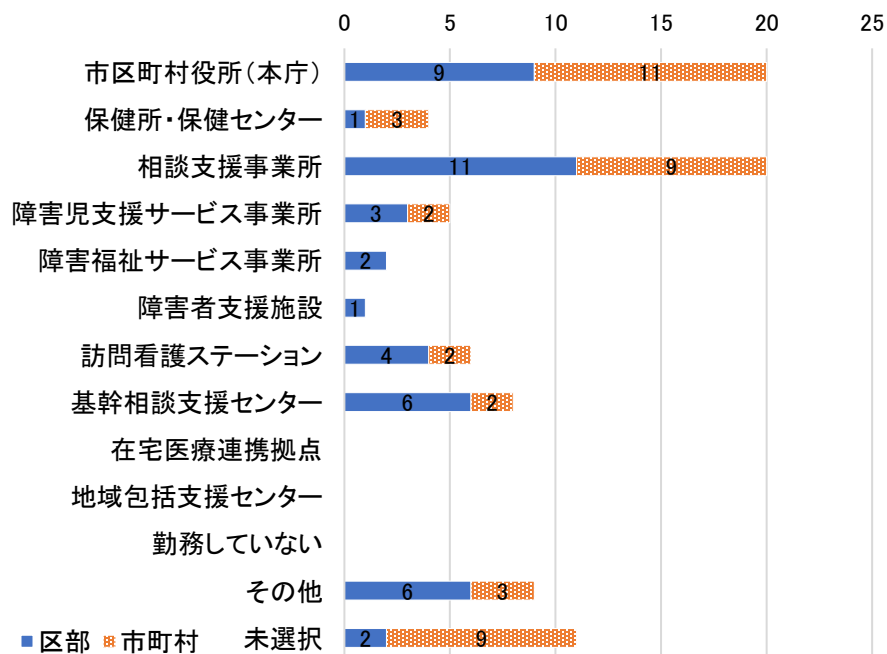
■ 区部 ■ 市町村

1 - 2 - 4 区市町村調査結果

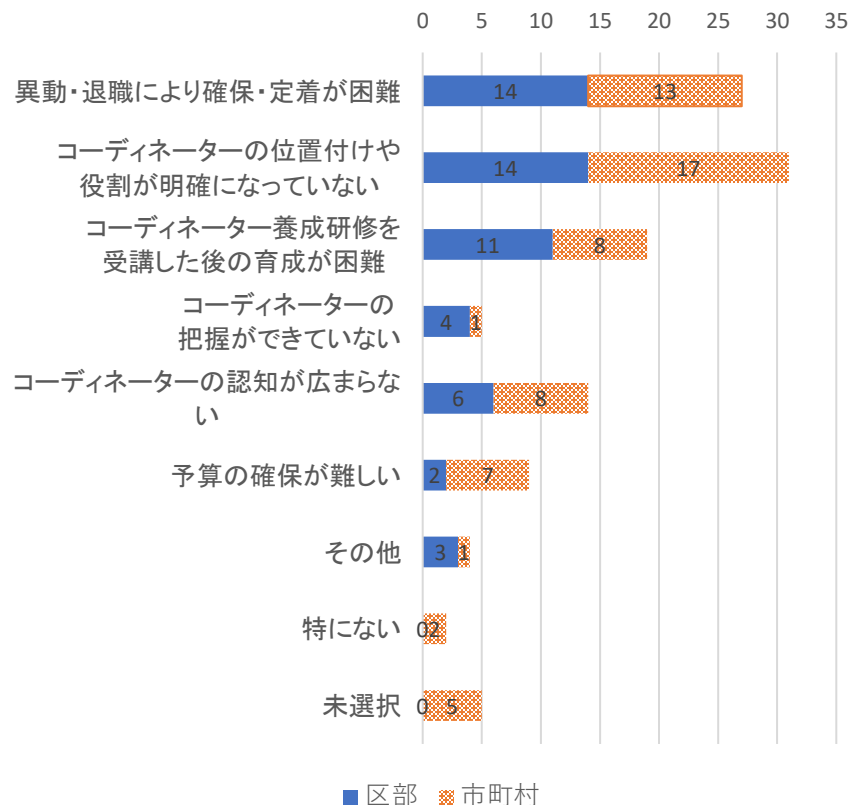
医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

配置	区部	市町村部
配置している	21区	17市、2町
配置していない	2区	9市、3町、8村

医療的ケア児等コーディネーターの配置場所



医療的ケア児等コーディネーターに関する課題



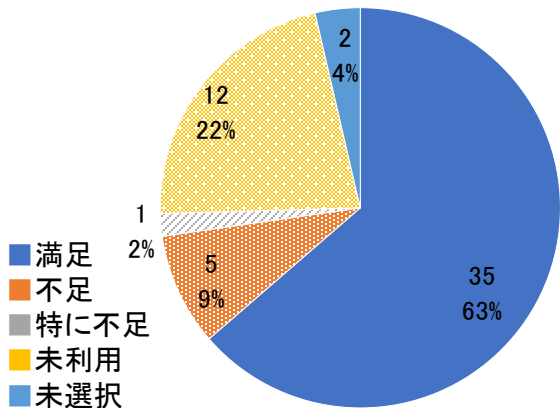
1-2-5 区市町村調査結果

区市町村における相談窓口の設置・窓口へのコーディネーター配置状況等

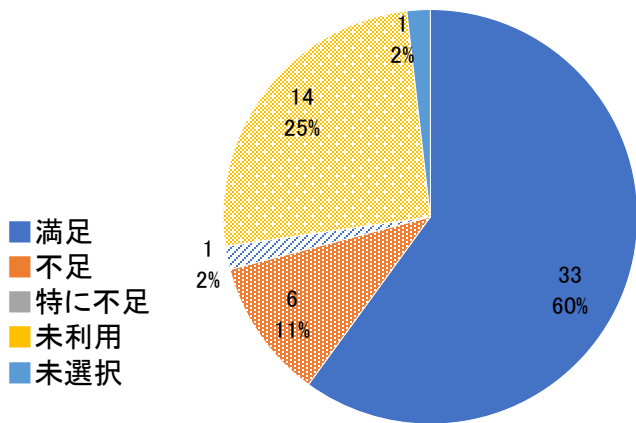
窓口	内訳	(区部)	(市町村)	計
相談窓口あり		19	24	43
(CD)	CD配置あり	15	14	29
	CD配置を予定・検討中	1	5	6
	CD配置なし	3	5	8
(一本化)	一本化している	5	9	14
	一本化検討中	4	2	6
	一本化していない	10	13	23
相談窓口なし		4	8	12
	配置を予定・検討中	0	2	2
(医療的ケア児不在)		0	7	7
計		23	39	62

1-2-6 区市町村調査結果

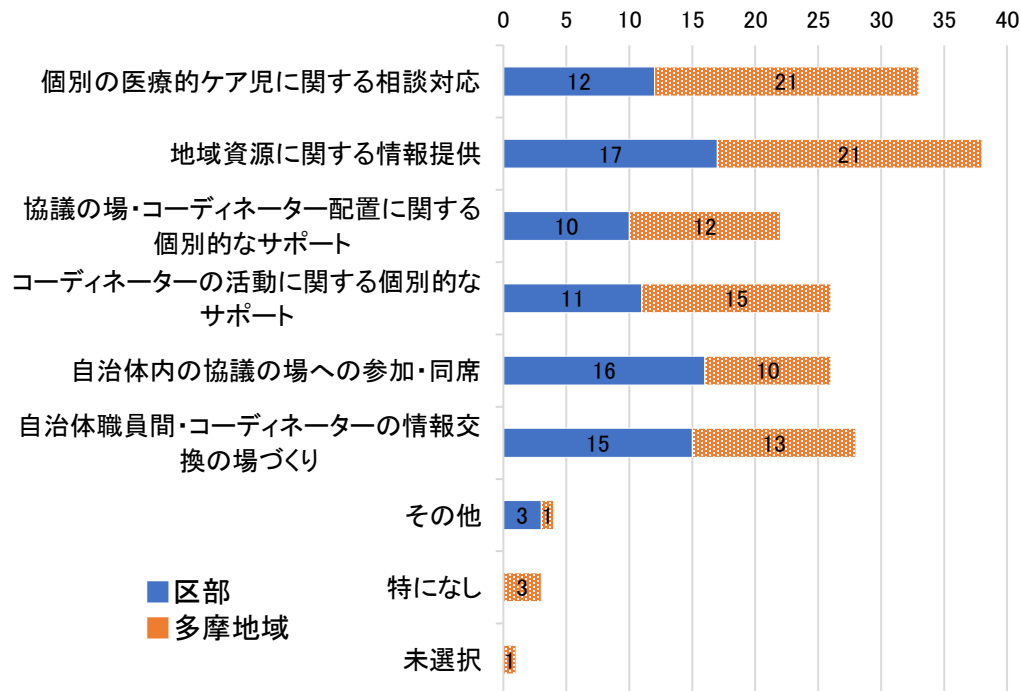
医療的ケア児支援センターへの満足度



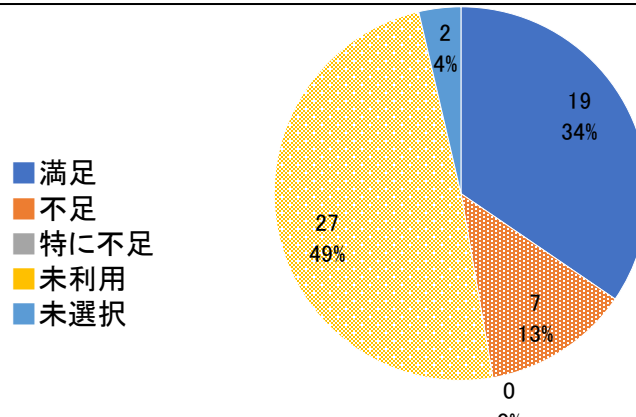
都・医療的ケア児支援センターの実施する会(区市町村連絡会等)への満足度



＜東京都医療的ケア児支援センターに期待すること＞

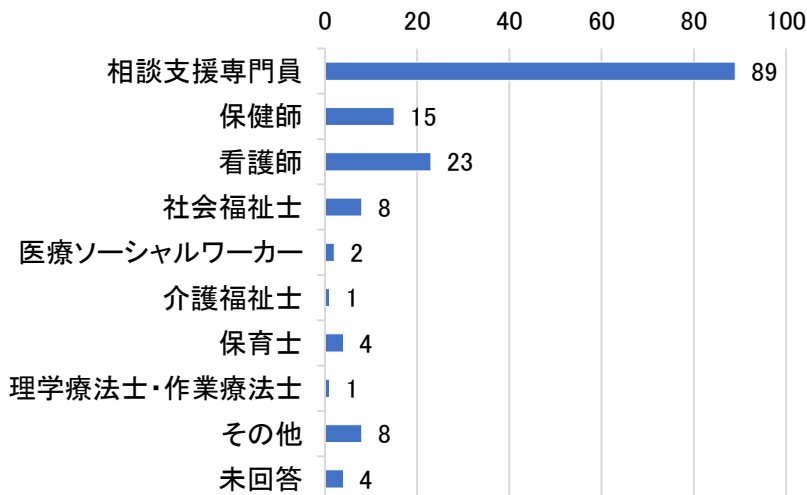


医療的ケア児ポータルサイトによる情報発信への満足度

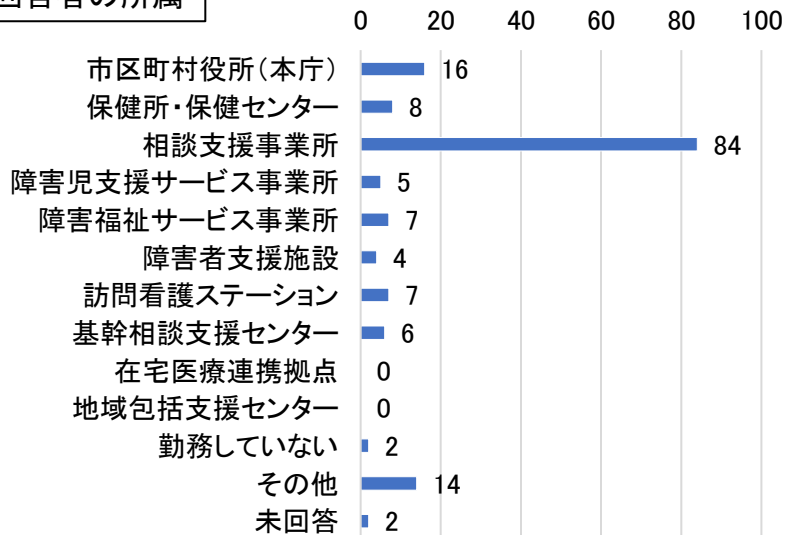


1-3-1 医療的ケア児等コーディネーター調査結果

回答者の職種

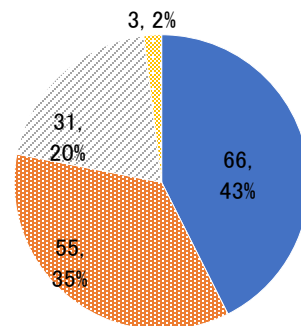


回答者の所属

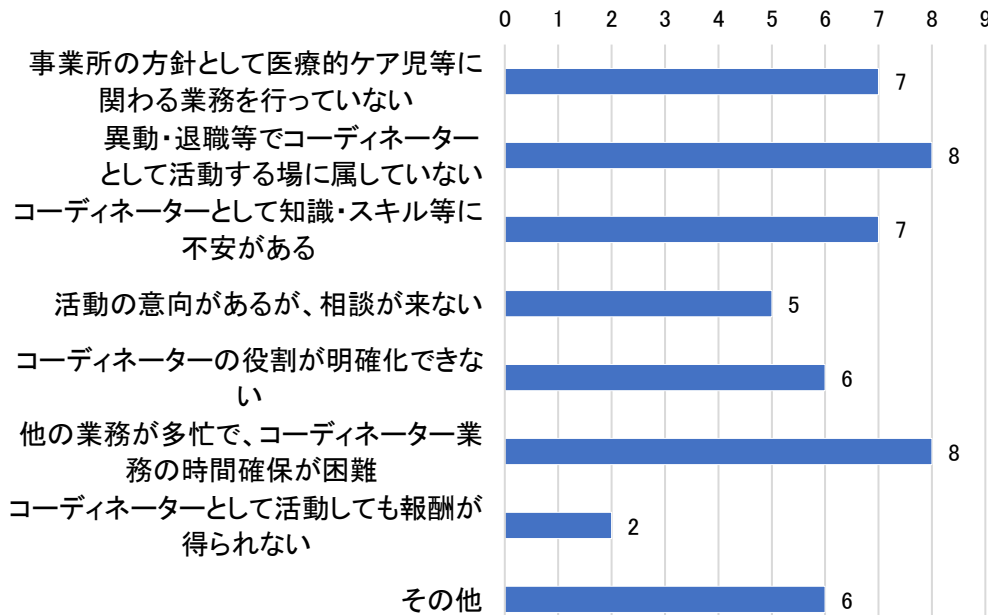


医療的ケア児等コーディネーターとしての活動状況

- 活動している
- コーディネーターと称していないが医療的ケア児の支援に従事
- 活動していない
- その他

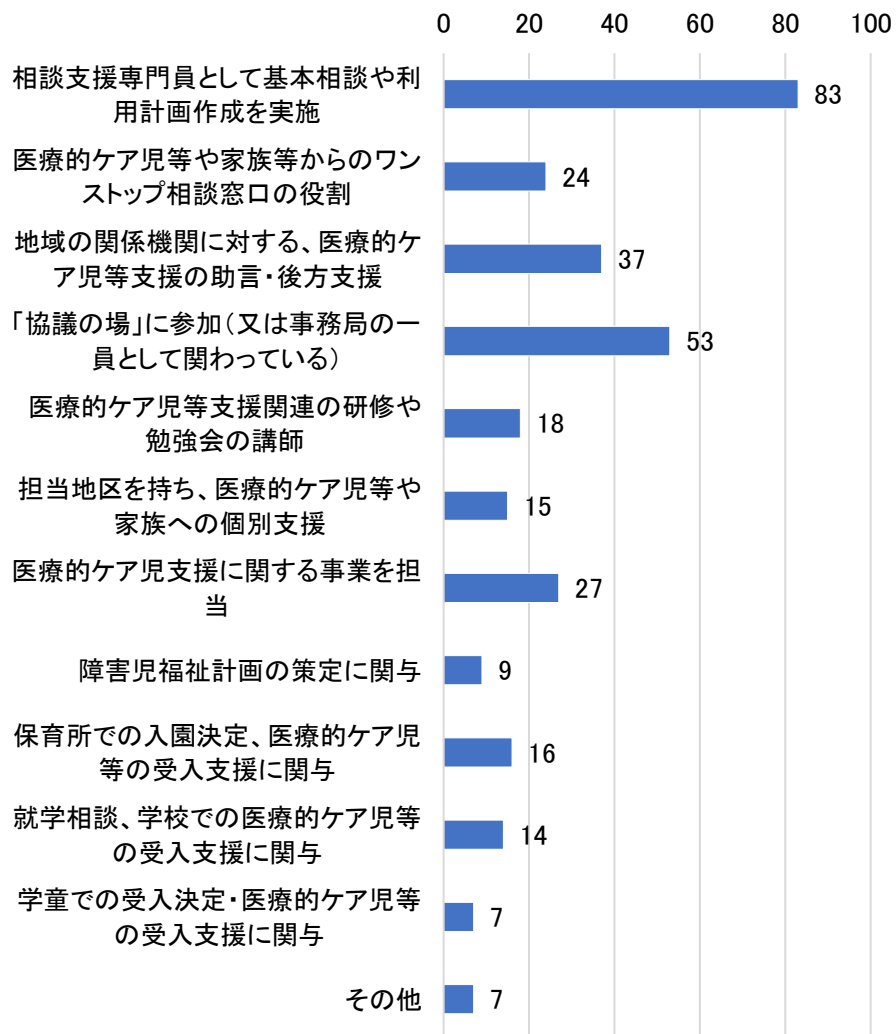


医療的ケア児等コーディネーターとして活動しない理由

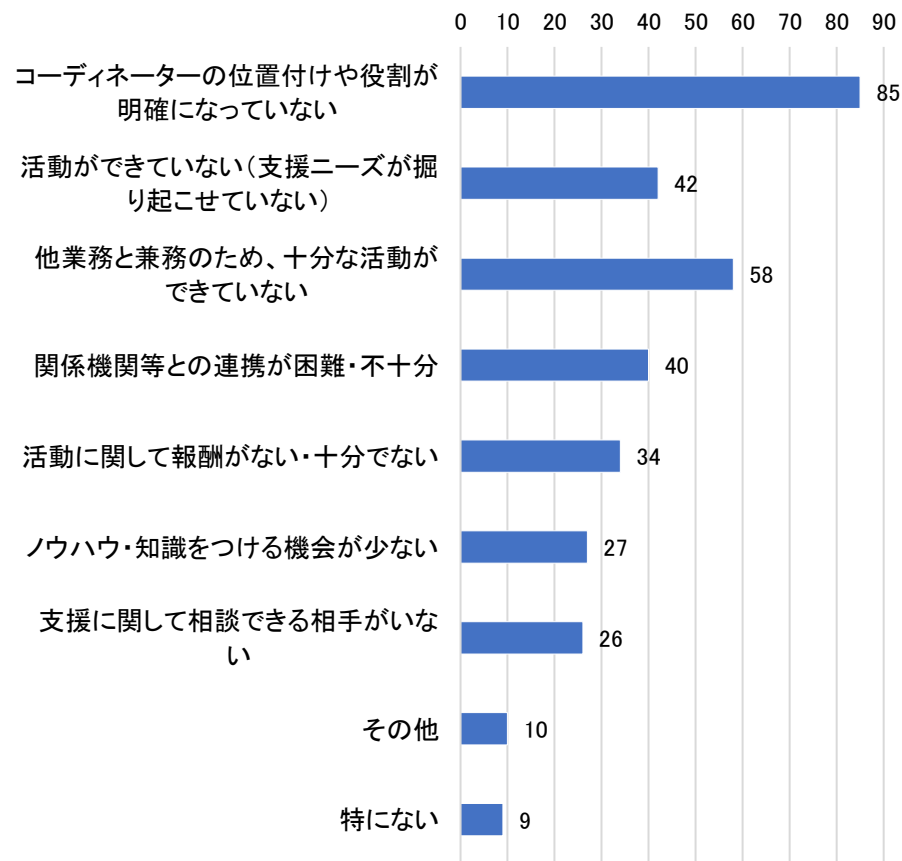


1-3-2 医療的ケア児等コーディネーター調査結果

医療的ケア児等コーディネーターとしての活動内容

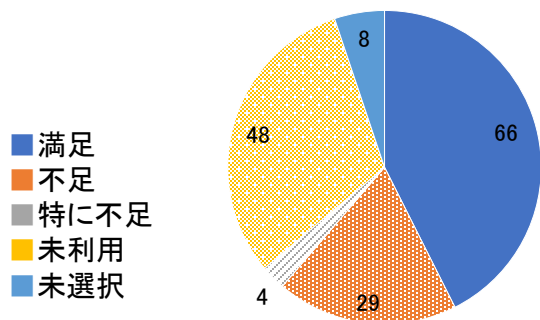


コーディネーターとして活動するうえで感じる課題

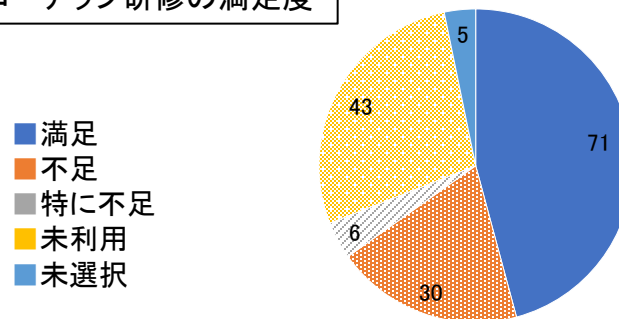


1-3-3 医療的ケア児等コーディネーター調査結果

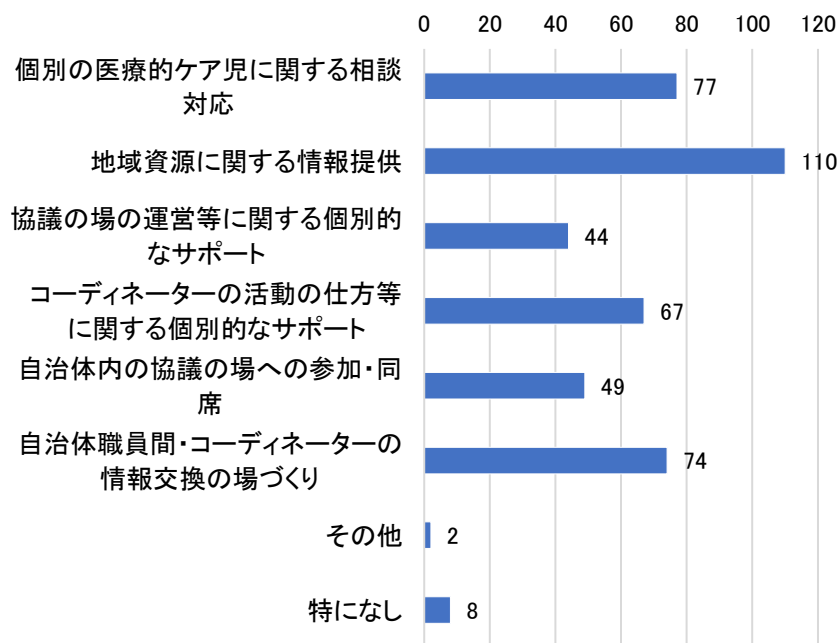
医療的ケア児支援センターへの満足度



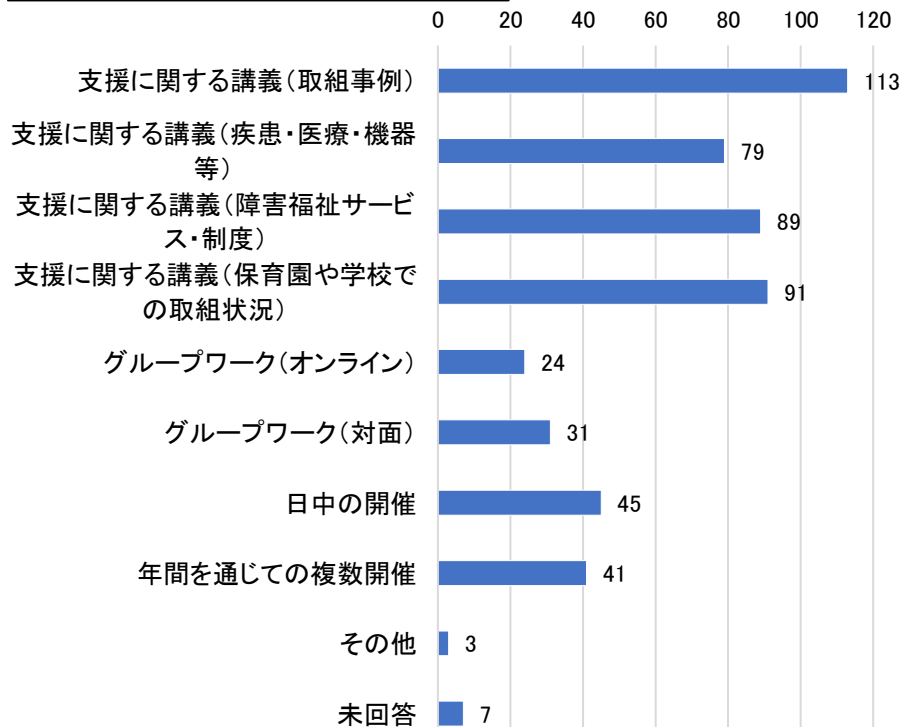
フォローアップ研修の満足度



医療的ケア児支援センターに期待すること



フォローアップ研修に期待すること



議事 2

令和 7 年度医療的ケア児支援関連事業の実施状況

2-1 医療的ケア児支援に係る人材育成事業

事業名	開始	研修対象者	実施内容	方法
医療的ケア児等支援者育成研修	H29	医療的ケア児等への支援を行う 関係機関職員	講義	WEB
医療的ケア児等コーディネーター養成研修	H30	今後地域において コーディネーターの役割を担う予定 のある相談支援専門員、保健師、訪問看護師等	講義 演習	実地
		コーディネーターフォローアップ研修 コーディネーター養成研修修了者	症例検討 講義	WEB 実地
医療的ケア児等受入促進研修	R4	障害児通所支援事業所等の 管理者・職員 (障害児通所・生活介護)	講義 施設見学	実地
医療的ケア児に対応する看護職員育成研修	R5	障害児通所支援事業所等で 医療的ケア児への支援に関わる予定や希望がある求職中や在職中の看護職員	講義 実技	WEB 実地
医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業	R5	医療的ケア児の訪問看護を行う予定の 訪問看護ステーションの看護職員	看護手技や同行訪問等	実地

▶ (次頁以降) 令和4・5年度に開始した事業について、これまでの受講者内訳等について分析

2-2-1 医療的ケア児等コーディネーター研修の実施状況

目的 医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成し、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくことができる体制を整備する

対象者 相談支援専門員、保健師等、今後、地域において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者で都内事業所、都内自治体に所属する者

R7研修日程

<養成研修>



内容		日程	内容	
講義	1日目	合同	総論、医療、本人・家族の思いの理解、福祉、ライフステージにおける支援、支援体制整備	
	2日目	区部		10月31日(金)
		市町村部		11月24日(月・祝)
演習	区部	11月2日(日)	事例をもとにした計画作成の演習、事例をもとにグループディスカッション、スーパーパイザーによる計画作成の指導	
演習①	市町村部	12月17日(水)・18日(木)		
演習②		11月18日(火)・19日(水)		
			12月14日(日)・15日(月)	

<フォローアップ研修>

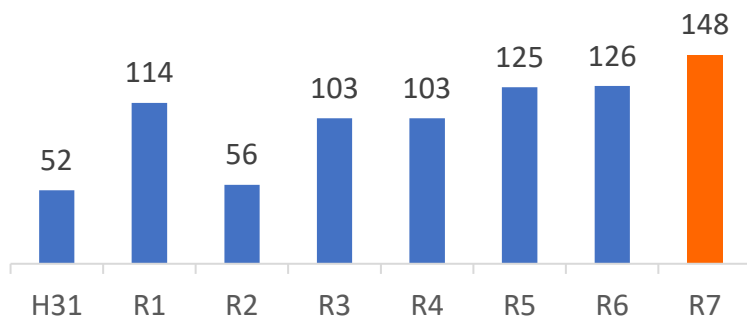
内容	日程	内容
初任期 (過去3年以内の修了者)	1月28日(水) (web)	近隣地域でグループを分け、模擬事例をもとにグループワークを実施
現任期 (H30～R6年度修了者)	9月25日(水) (web)	・参加者から相談内容を共有、講師・参加者を変え情報交換 ・近隣地域ごとにグループを分け、参加者から支援の中で直面した症例について共有し意見交換。
	11月27日(木) (web)	
	1月21日(水) (web)	
合同	3月28日(土) (集合形式)	・講演 (法改正についての動き、災害対策) ・グループワーク

2-2-2 医療的ケア児等コーディネーター研修の実施状況

養成研修（新任研修）修了者数

令和7年度修了者 **148** 名（区部110・多摩38）

累計 **827** 名（H30~R7）



<R7修了者の内訳>

所属	人数
相談支援事業所（民間）	41
相談支援事業所（行政・行政委託）	32
行政障害福祉主管部署	23
行政保育主管部署	4
児童発達支援事業所	16
保健所・保健センター	3
教育委員会	3
その他	26

<受講者アンケートから>

その場その場で計画を立てるのではなく、この方の生活に今後何が必要なのか、先の視点を持つことの重要性を感じた。自分の専門的な視点に偏りがあることを把握する重要性も学ぶことができた（区部・講義）

退院される児やご両親へ、コーディネーターとしてどのような関わりをするべきか、サービス調整だけではなく、何の目的を持って関わるべきなのか学ぶ事ができた（市町村部・講義）

コーディネーターとしてはこう関わるといった実践事例の具体例、実践されている方からのお話をお聞きする時間があるとより理解しやすいのでは（区部・演習）

2年後の症例における問題点のワークシートをみんなで検討する機会があって良かった。生活支援、発達支援、家庭支援、医療面から分けて考え、本人と家族に分けてみんなで考える機会があってよかった（市町村部・演習）

職種	人数
相談支援専門員	59
看護師	34
保健師	18
社会福祉士	11
MSW	5
その他	21

2-3-1 医療的ケア児等受入促進研修

目的

障害児通所支援事業所等において、医療的ケア児の状態やニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、受入れを検討している事業所等の職員に対して、医療的ケア児についての基本的な理解を促すとともに、サービス提供にあたっての方法や留意事項等の実践的な知識の習得を行うこと

対象

都内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所のうち、

- ① 今後医療的ケア児等の受入れを検討している事業所の職員
- ② すでに医療的ケア児等を受け入れている事業所の職員

研修内容

- ・施設における医療的ケア、受入れのプロセスや現状、課題
- ・食事の支援、発達支援、多職種連携、安全管理
- ・施設見学
- ・グループディスカッション

R7実施日・会場

- | | | |
|--|----------|----------|
| ▶ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 | 各回 定員20名 | 【R7受講者数】 |
| （多摩地域）令和7年11月7日 @府中市生涯学習センター（府中市） | | 8名 |
| （区 部）令和7年10月24日 @台東区立竜泉福祉センター（台東区） | | 18名 |
| ▶ 生活介護事業所 | 各回 定員20名 | |
| （区 部）令和7年12月22日 @Seamless Support Labs 原宿（渋谷区） | | 16名 |
| （多摩地域）令和7年10月30日 @障害者総合支援センターフレンドリー（西東京市） | | 10名 |



<区部・生活介護の施設見学の様子>

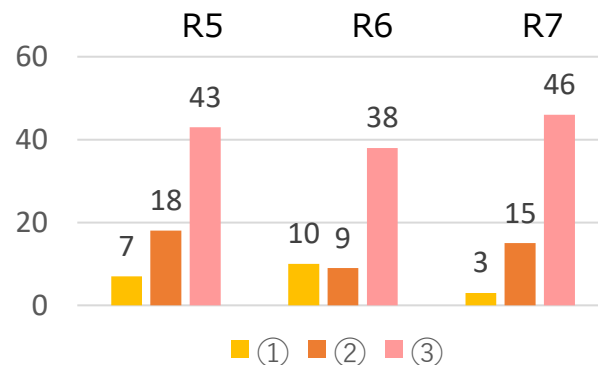
2-3-2 医療的ケア児等受入促進研修

過去の受講者の分析

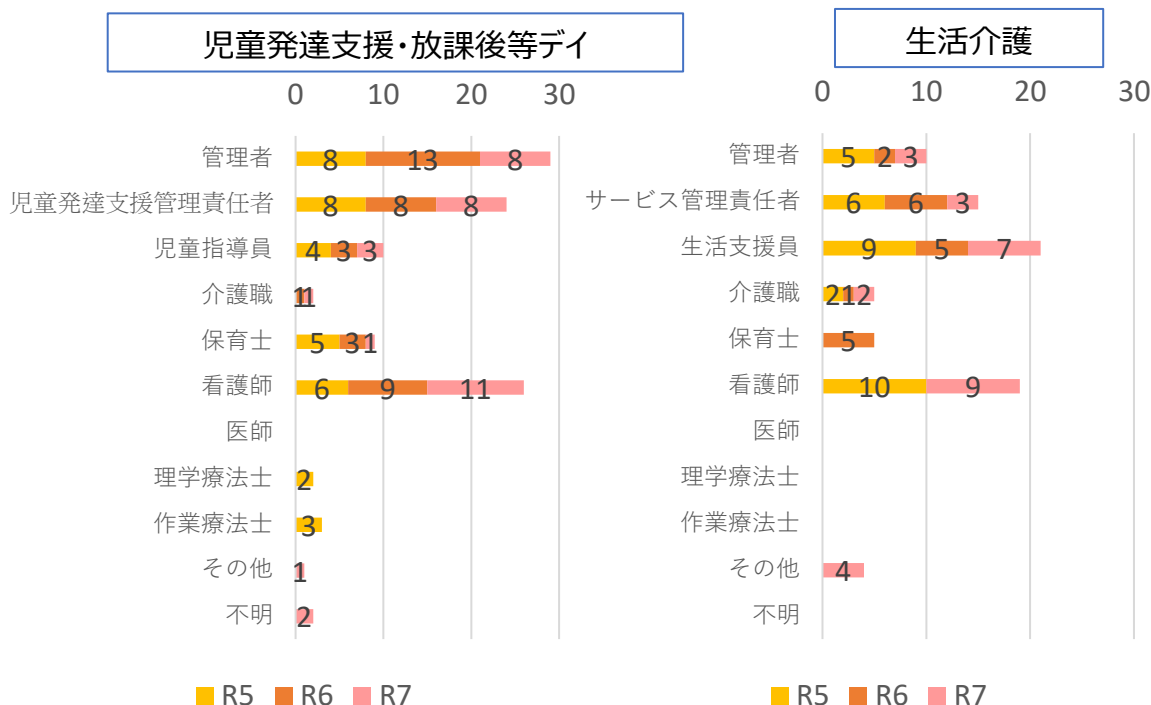
<受講決定者の種別の推移>

都内の障害児通所支援事業所において

- ①現在、医療的ケア児の受入れはないが、**今後の受入れを具体的に予定**している
- ②現在、医療的ケア児の受入れはないが、**今後の受入れを検討**している
- ③**すでに医療的ケア児を受け入れている**が、他施設の取組等を学びたい



<受講決定者の職種内訳の推移>



<受講数の推移>

区分	R5	R6	R7
児発達デ イ区部	36 (合同実 施)	24	22
児発達デ イ多摩		13	13
生活介護 区部	16	10	18
生活介護 多摩	16	10	10

- ▶ 他施設の取組を学びたい医療的ケア児受け入れ中施設からの申込が多く、今後の受入検討中の施設からが次点。
- ▶ 職種別で見ると、児発・放デイは管理者・看護師・児発管、生活介護は生活支援員・看護師の参加が多い。

2-4-1 医療的ケア児に対応する看護職員育成研修

目的

障害児通所支援事業所における医療的ケア児に対応する看護職員を確保・育成するため、医療的ケア児への支援に関わる予定や希望がある看護職員に対して、医療的ケア児と家族への支援に必要な専門技術や知識についての実践的な研修を行う。

研修内容

- 講義 遊びとリスク管理、健康管理等
- 演習 シミュレーターを使用した医療的ケアや緊急時対応

R7年度実施状況

- オンデマンド 【配信期間】10月1日から3週間
- 集合研修 【実施日】11月14日(AM/PM)、
12月12日(AM/PM)、1月16日(AM/PM)
【会場】さくら花見堂（世田谷区）
【受講者数】計48名



気管カニューレの挿入



胃ろうからの栄養剤注入



緊急時の手交換



導尿

★ 今年度より、受講ニーズの高さを踏まえ、令和7年度は講義部分を一部オンデマンドとし募集定員を拡大
(全3回・募集定員30名 → **全6回・募集定員60名**)

<受講者数の推移>

	R5	R6	R7
定員	30	30	60
有効申込者	51	61	51
受講決定	30	30	51
受講者	27	25	48

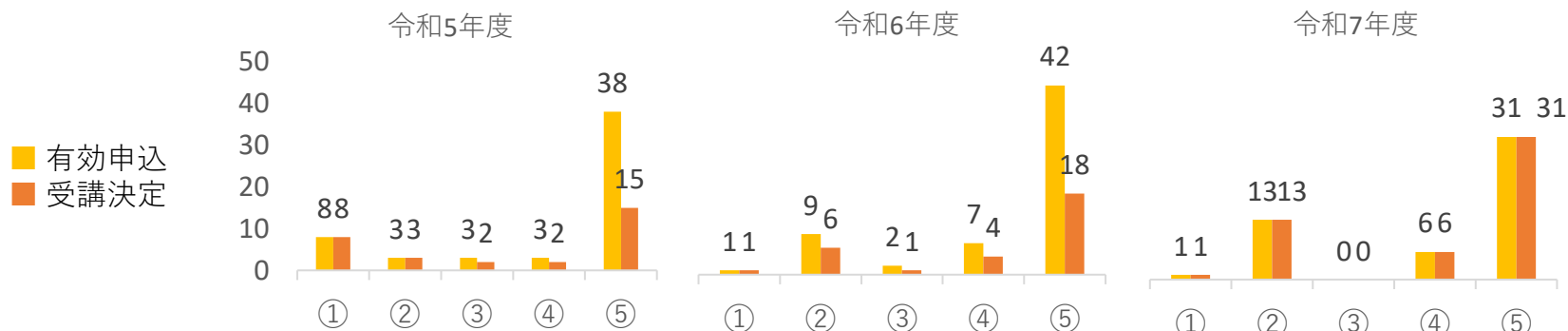
2-4-2 医療的ケア児に対応する看護職員育成研修

過去の受講者の分析

< 申込者・受講決定者の種別の推移 >

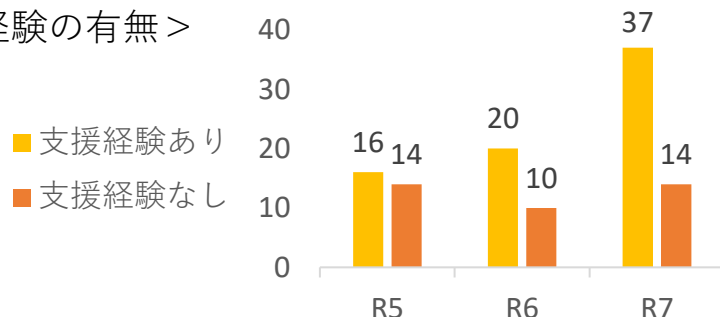
都内の障害児通所支援事業所において

- ① 就業する予定がある方（就業内定）
- ② 就業、転職を希望している方（求職中、転職を検討中）
- ③ 今後医療的ケア児の受入れを開始する事業所に所属
- ④ 今後医療的ケア児の受入れを検討している事業所に所属
- ⑤ すでに医療的ケア児を受け入れている事業所に所属



- ▶ R7定員拡大で、すでに医療的ケア児を受け入れている施設の看護職員からの申込ニーズにも対応できるようになった。
- ▶ 求職・転職検討中の方の申込、今後受入れを検討する事業所に所属する方からの申込も一定数ある。
- ▶ 医療的ケア児に対応中の事業所であっても、通所事業所では看護職員が少数のため、技術習得のニーズがある

< 受講決定者各自の支援経験の有無 >



- ▶ R7定員拡大で支援経験者の受講数が増えたが、メインターゲットである支援未経験者の受講が一定数ある。

2-5 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業

事業概要

○ 訪問看護における医療的ケア児に対応する看護職員育成研修

初めて医療的ケア児の訪問看護を行う予定の訪問看護ステーションの看護職員を対象に、医療的ケア児への看護手技や同行訪問等の研修を実施する。

○ 医療的ケア児受入経費補助

研修を修了した看護職員が所属する訪問看護ステーションを対象とし、年度内に医療的ケア児の受入をした場合に経費補助を行う。



抱っこの方法や注意点について、人形を使用した講義の様子

実施状況

講義・演習

	開催日	内容
1日目	10月12日(日)	小児訪問看護の特徴、抱っこ/マッサージ、入浴、座位保持など補装具 等
2日目	11月1日(土)	発達に合わせた支援、栄養/摂食、呼吸講義、緊急時の対応 等
3日目	12月6日(土)	制度、社会資源、学校との連携、グループワーク 等

<受講者数等の推移>

	R5	R6	R7
講習・演習	8	29	29
同行訪問	1	10	10
経費補助	0	1	手続中

同行訪問研修

講習・演習修了者のうち希望する者を対象に同行訪問を実施。

経費補助

今後審査の上、対象事業選定

★今年度より、医療的ケア児に対応する訪問看護STの拡充を図るため、補助金交付の対象となる事業所の要件を拡大
R6まで 研修修了年度に初めて医療的ケア児を受入

→R7～ 研修修了後の次年度までに、(1) 初めて医療的ケア児を受入 (2) 既に医療的ケア児を受入 + 1名受入

→ 次年度以降、経費補助の対象拡大による効果を検証

2-6-1 障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）

事業概要

◆医療型短期入所の新規開設支援（R5～）

- ▶ 民間の医療コンサルタント業者に委託
- ▶ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に対し、医療型短期入所の説明や事業指定に向けた支援

- ①開拓提案のための個別訪問
- ②フォローアップ（R6～）
- ③短期入所開設講習
- ④短期入所実施研修（R6～）
- ⑤他施設の視察

訪問・フォローアップ

特に医療型短期入所事業所の資源が不足している地域を中心に病院・老健及び開設に前向きな事業所の所在する地域の自治体に訪問。さらに、新規開設した施設・開設しようとする施設を対象に、運営に当たっての不安・疑問点等の解消、申請書類作成支援等のフォローアップを実施。

開設講習

開設に興味のある病院等の幹部等や区市町村を対象に、障害福祉制度、医療型短期入所の説明、事業実施施設からの支援事例等について講習会を実施（web）

実施研修

新規開設した施設・開設しようとする施設の職員を対象に、運用に当たって必要な知識の習得を目的とした実践的な研修を開催（web）

他施設視察支援

開設を具体的に検討している施設を対象に、既に事業を実施している施設の見学、受入時・退所時の様子
の見学、保護者との懇談等会等を実施。

2-6-2 障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）

事業実施状況

事業開始から3年間の事業実施状況

(R8年2月20日時点)

	R5	R6	R7
訪問件数	55か所	50か所	45か所
フォローアップ件数	—	20か所	33か所
開設講習参加数	45施設	17施設	17施設
実施研修参加数	—	17施設	26施設
他施設視察参加数 (参加施設内訳)	8施設 (病院4、老健4)	4施設 (病院3、老健1)	6施設 (病院5、老健1)



＜R7他施設視察の様子＞
お部屋の様子や医療デバイス、
短期入所での生活の様子を見学

新規開拓状況

事業開始から3年間で5施設が医療型短期入所事業所を開設。

種別	指定年月日	病床確保事業 契約病床数
1 介護医療院	R6.3.1	3床
2 病院	R6.4.1	2床
3 介護老人保健施設	R6.4.1	1床
4 病院	R7.6.1	1床
5 病院	R7.6.1	1床

＜病床確保事業における契約病床数＞

R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
143床	153床	156床	159床

▶現在 **9施設（病院4、診療所2、老健3）** が令和8年度中の新規指定に向けて準備中

議事3

医療的ケア児支援区市町村担当者連絡会等の実施 報告

3-1 医療的ケア児支援区市町村担当者連絡会等の実施報告

【第1回協議会で報告】令和7年7月：医療的ケア児支援区市町村担当者連絡会（WEB開催）の実施

【第2回協議会で報告】令和7年9月：対面方式の連絡会（区部・多摩地域ごと）の実施

➡ 対面による交流・情報共有の場のニーズが高いことを踏まえ、医ケアセンターの提案による企画で追加実施

区部

令和7年度東京都医療的ケア児等コーディネーター連絡会（区部）

日程 令和8年1月21日(水曜日) 午前9時30分-11時30分

場所 東京都社会福祉保健医療研修センター

<概要>

医療的ケア児等コーディネーター間の情報共有の場のニーズがあることを踏まえ、自治体配置コーディネーター、行政・民間事業所等に所属するコーディネーターを対象とし、グループワークによる困りごとの共有・意見交換や、取組事例等の情報共有を行う。

多摩地域

令和7年度東京都医療的ケア児等支援担当者交流会（多摩地域）

日程 令和8年3月2日（月曜日）午後2時-4時30分

場所 東京都立小児総合医療センター

<概要>

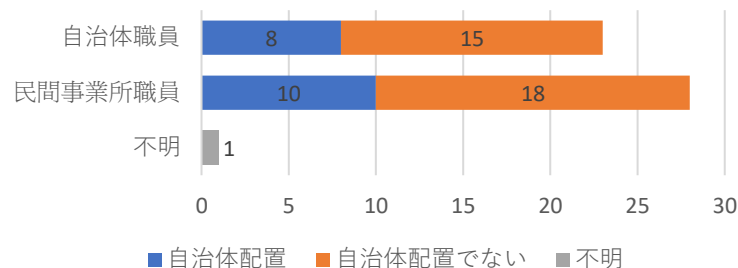
保育所における医療的ケア児の受入が各地域で共通の課題となっていることを踏まえ、市町村の保育担当者、自治体配置の医療的ケア児等コーディネーターを対象とし、自治体による取組事例の発表、グループワークによる意見交換・取組事例等の情報共有を行う。

3-2 医療的ケア児等コーディネーター連絡会（区部）の実施報告

<実施状況>

日程	令和8年1月21日（水曜日）
会場	東京都社会福祉保健医療研修センター502教室
参加者	計52名 ※22区から参加 行政・民間の医療的ケア児等コーディネーター

<参加者の属性>



<ブロック会・全体会>

- 第1ブロック 千代田、中央、港、新宿
- 第2ブロック 文京、台東、北、荒川
- 第3ブロック 品川、目黒、大田、世田谷、渋谷
- 第4ブロック 中野、杉並、豊島、板橋、練馬
- 第5ブロック 墨田、江東、足立、葛飾、江戸川

▶ブロックごとに幹事選出

「支援に関して聞いてほしいこと」を中心に情報交換、意見交換

▶ブロックで話した内容、決まった内容についての全体共有

所属	職種
コーディネーター (自治体職員)	保健師3、 看護師8 、相談支援専門員6、 社会福祉士2、事務1、その他3
コーディネーター (民間)	保健師3、看護師5、 相談支援専門員17 、 社会福祉士3
不明	不明1



<今後について>

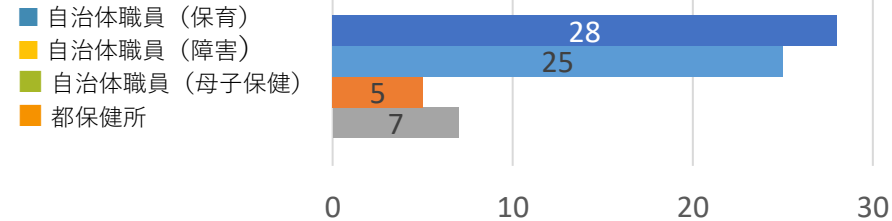
各地域におけるコーディネーターの定着・育成、連携強化を目指し、幹事会の企画やブロック会の運営等を医療的ケア児支援センターがサポート・フォロー

3-3 医療的ケア児等支援担当者交流会（多摩地域）の実施報告

<実施状況>

日程	令和8年3月2日（月曜日）
会場	小児総合医療センター フォレスト
参加者	計65名 ※21市1町から参加 保育課の医療的ケア児等支援担当者 市町村医療的ケア児等コーディネーター

<参加者の属性>



<取組紹介>

多摩市 子ども青少年部子ども・若者政策課幼児教育・保育担当より
「保育園における医療的ケア児の受入れの歩み」について発表

所属	職種
自治体職員（保育）	保健師2、 事務16 、看護師2、保育士6、その他1、不明1
自治体職員（障害福祉）	保健師15 、事務3、看護師2、その他4、不明1
自治体職員（母子保健）	保健師4 、その他1
都保健所	保健師7

<グループディスカッション>

各市の状況や課題の共有、取組紹介

<フロアディスカッション>

- ・ガイドライン策定の意義
- ・誰が保護者と伴走
- ・受入側（保育所職員）の不安
- ・看護師配置（予算/報酬/常時配置のハードル）
- ・行政の医療的ケア児等コーディネーター（役割）

▶保健所圏域ごとに分かれ取組紹介、アンケート結果を基にディスカッション
→保育所での医療的ケア児の受け入れについて、事務職、専門職の垣根を超えて議論



議事 4

令和 8 年度医療的ケア児支援関連事業の説明

4-1-1 令和8年度都における取組（障害福祉）

協議 の場

- **医療的ケア児支援地域協議会（R3-） 継続**
 - ▶ 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営

相談 拠点

- **医療的ケア児支援センター（R4-） 継続**
 - ▶ 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点

在宅 支援

- **重症心身障害児等在宅療育支援事業（S57-） 継続**
 - ▶ 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施
- **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（R5-） 継続**
 - ▶ 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入りに係る経費を補助
- **在宅レスパイト・就労等支援事業（H23-） 継続**
 - ▶ 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援
- **障害者（児）ショートステイ事業 継続**
 - ▶ 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進
 - ▶ 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費用を補助

通所 支援

- **障害児の放課後等支援事業（R3-） R8拡充**
 - ▶ 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援
- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（H27-） 継続**
 - ▶ 通所施設における適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて必要な経費を補助
- **重症心身障害児（者）通所委託（受入促進員配置）（H22-） 継続**
 - ▶ 都が指定する通所事業所に対して、高い技術を持った看護師等の配置に係る費用を助成し、受入れを促進

4-1-2 令和8年度都における取組（障害福祉）

人材育成

- **医療的ケア児等支援者育成研修（H29-）継続**
 - ▶ 支援に関わる関係機関職員（教育・保育、行政職員も含む）を対象に、支援に関する基本的な理解を促進
- **医療的ケア児等コーディネーター養成研修（H30-）継続**
 - ▶ 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成
- **医療的ケア児等受入促進研修（R4-）継続**
 - ▶ 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得
- **医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修（R5-）継続**
 - ▶ 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得

保護者の就労

- **医療的ケア児ペアレントメンター事業（R5-）R8拡充**
 - ▶ 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援
- **医療的ケア児日中預かり支援事業（R5-）継続**
 - ▶ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助

区市町村支援

- **医療的ケア児等総合支援事業（R5-）継続**
 - ▶ 医療的ケア児等の支援体制整備に係る各区市町村の取組に対して経費を補助

その他

- **医療的ケア児者実態調査 新規（単年度）**
 - ▶ 医療的ケア児者及びその家族、障害福祉サービス事業所等を対象に、施策検討に向けた調査を実施

4 - 1 - 3 障害児の放課後等支援事業

目的

医療的ケア児や重症心身障害児については、放課後や休日の支援の拡充が求められており、質の向上や多様なニーズに対応していくため、従事者の医療・支援技術の向上、看護師等専門職の配置や児童の送迎支援、時間の延長など、地域の実情に応じた取組みを支援することにより、放課後等支援の拡充を図る。

概要

【内容】

重心児や医ケア児の放課後等支援の拡充のため、区市町村が地域の実情に応じて以下事業等を実施する場合に支援

【補助概要】



拡充

障害児の放課後等支援事業（基本補助）		加算補助		看護師配置補助
対象	区市町村			
対象事業 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が各事業所の医療や支援の技術向上に資するため、地域の団体や事業者へ委託し、指導員を事業所へ派遣し、技術指導を行う場合 ・医ケア児等を受け入れるために必要となる専門職を配置した場合（放課後等デイサービス事業の場合は報酬加算基準を超える加配置の場合） ・時間を延長し、児童を預かった場合 ・リフト付き福祉タクシーや介護タクシーを借り上げた場合 ・放デイ利用終了後に、重心児や医ケア児を日中一時支援事業所等へ送迎する場合 ・医療的ケア児等の送迎を行うため、看護師を添乗させる場合 ・（その他）区市町村の創意工夫により、重心児や医ケア児等の放課後等の支援に資する取組 等 	<備品整備> 医療的ケア児の受け入れを新規実施する場合	1事業所定員5名につき補助額50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケア児等を受け入れるために必要となる看護職を配置した場合（放課後等デイサービス事業の場合は報酬加算基準を超える加配置の場合） <p>※看護師配置に対する補助を、基本補助から単独メニュー化へ</p>
		<定員増> 定員を増やす場合（新設含む）	1事業所定員5名につき補助額125万円	
		<時間延長> 時間延長を実施する場合	1事業所定員5名につき補助額100万円	

4-1-4 医療的ケア児ペアレントメンター事業

事業目的

医療的ケア児の子育て経験がある親がペアレントメンターとして、医療的ケア児の親が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みへの共感、寄り添い、必要な情報の提供を行うことにより、医療的ケア児の親が安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりに寄与する（令和6年2月開始）

事業内容

- ① **相談事業** ▶ ペアレントメンターによる個別の親を対象とした寄り添い型のオンライン相談支援
- ② **啓発事業** ▶ 子育てや就労体験談・事例のインターネット媒体を活用した情報発信（[Instagram](#)で情報発信）

R8年度の拡充内容

より利用しやすく、活動しやすく、届けやすい事業とするため、以下を追加します

- ▶ 現行のオンライン相談に加え、**LINE等のメッセージアプリを利用した相談対応の実施**

個別相談の日程調整が難しい状況に対応するため、すきま時間を利用した相談を可能に



- ▶ 専門的知見のあるアドバイザーによりメンターのサポート体制を確保、**外部の知見を活用した取組の実施**（就業に関するオンラインセミナー等）

就業に関する具体的な相談等、当事者家族だけでは対応が困難なケースにも的確に対応



- ▶ **医療的ケア児支援ポータルサイト**を活用した発信力強化

事業のPRの窓口として新ページ作成、メンターインタビュー記事や動画等を掲載。



4 - 1 - 5 東京都医療的ケア児者実態調査

実施に向けた経緯

<現在の状況>

- 国において「医療的ケア者」の定義の検討
- 超党派の医療的ケア児者支援議員連盟により医療的ケア児支援法改正の議論
→都においても、医療的ケア者の実態を把握し、法改正後の速やかな施策展開に向けた支援内容の検討が必要
→医療的ケア児についても、これまでの施策について効果測定を図る必要

➡ 医療的ケア児者実態調査を実施

調査概要

	都民調査	事業所調査
調査対象	令和8年4月1日現在、都内に在住する0歳から64歳までの医療的ケア児者・重症心身障害児者者及びその家族	令和8年4月1日現在、東京都内に所在する訪問看護ステーション、障害福祉サービスを提供する事業所
依頼方法	訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、医療機関、療育機関、当事者団体等を通じて、当事者及びその家族へ調査回答を依頼	調査対象事業所に対して、郵送及び電子メールにて調査回答を依頼
回答方法	Logoフォームによる電子回答	Logoフォームによる電子回答

○ 令和8年5月中旬 回答〆切

4 - 1 - 6 東京都医療的ケア児者実態調査

都民調査の対象

①医療的ケア児

以下に記載する医療的ケアのいずれかが日常的に必要な18歳未満の方

②医療的ケア者

ア 医療的ケア児であった18歳以上65歳未満の方で、日常的に医療的ケアが必要な方

イ 日常的に医療的ケアが必要な18歳以上65歳未満の方のうち、自立した生活を営むことが困難な方
(夜間の経鼻的持続陽圧呼吸療法のみを実施している方、在宅酸素療法のみを実施している方等は対象外)

③重症心身障害児者

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している65歳未満の方

都民調査の変更点

前回実施時は0～39歳までを対象 →0～64歳へ引き上げ

追加項目

- ・回答者の選択肢に「本人」「配偶者」「子」追加
- ・本人の就労の状況、就労先の配慮
- ・今後の住まい、長期の施設入所の希望有無
- ・主な介護者の就業上の不利益、就業先へ望むこと
- ・災害関係の設問の対象を人工呼吸器使用者以外へも拡大
- ・災害時の備えに、避難所・避難路の確認、非常用備品の定期点検等を追加

事業所調査の変更点

対象事業所に訪問看護ステーション、就労選択支援を追加

追加項目

- ・災害時対応として準備しているもの(BCP、避難訓練、備蓄、電源等)

4-1-7 東京都医療的ケア児者実態調査

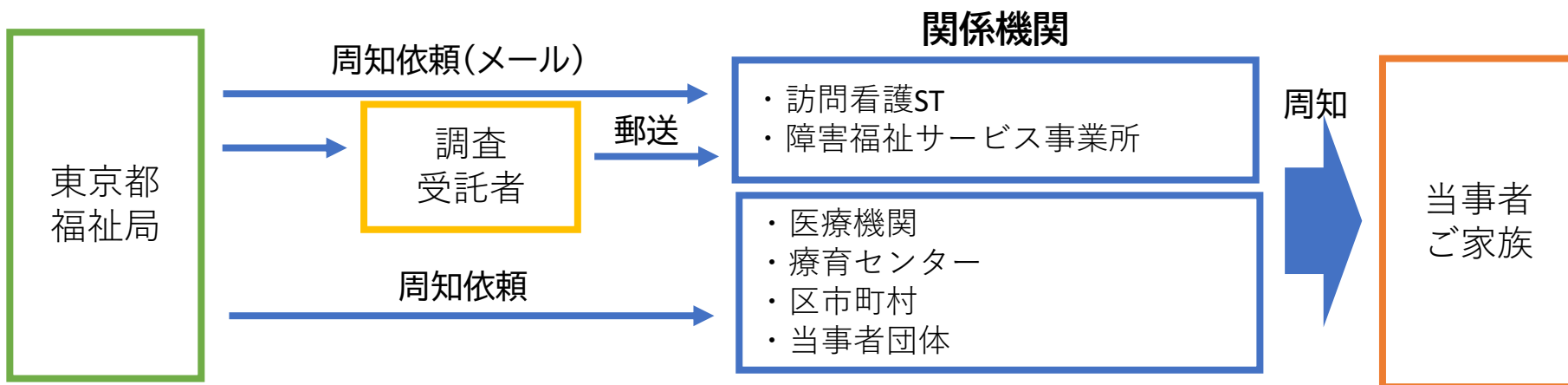
調査依頼方法

WEB回答フォームを設置し、以下の流れで回答を依頼する。

○都民調査

都からメール一斉送信により依頼。

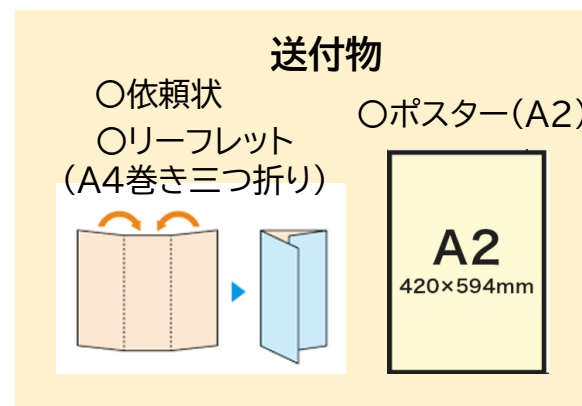
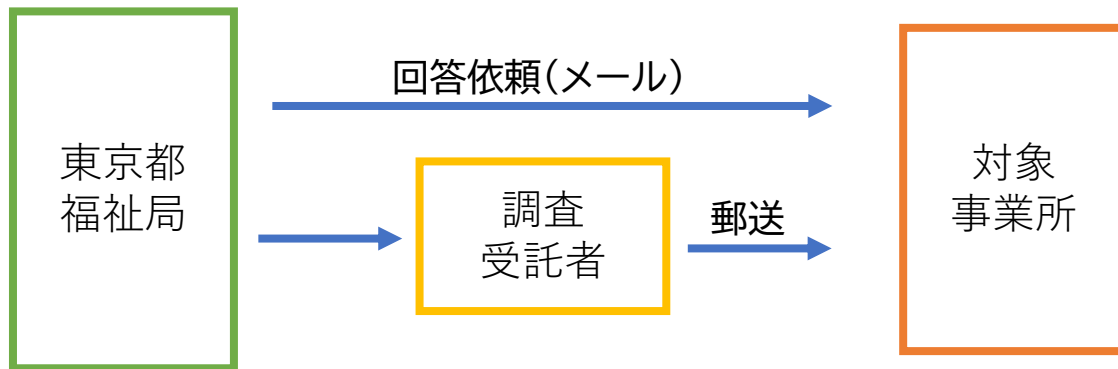
QRコードの入ったリーフレット・ポスターを作成し、訪問看護ST等の関係機関を通じて配布・掲示依頼。



○事業所調査

都からメール一斉送信により依頼。

調査受託者を通じて依頼文、リーフレット・ポスターを郵送。



都民調査の対象者(詳細)

- ①医療的ケア児
以下に記載する医療的ケアのいずれかが日常的に必要な18歳未満の方
- ②医療的ケア者
ア 医療的ケア児であった18歳以上65歳未満の方で、日常的に医療的ケアが必要な方
イ 日常的に医療的ケアが必要な18歳以上65歳未満の方のうち、自立した生活を営むことが困難な方
※夜間のCPAP(経鼻的持続陽圧呼吸療法)のみ、在宅酸素療法のみの方等は対象外です
- ③重症心身障害児者
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している65歳未満の方

本調査における医療的ケアの範囲

- 人工呼吸器の管理(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、ネーザルハイフロー、間歇的陽圧吸入法、高頻度胸壁振動装置(スマートベスト等)を含む。)
- 排痰補助装置(カフアシストやコンフォートカフ等)
- 気管切開の管理
- 鼻咽頭エアウェイの管理
- 酸素療法
- 吸引(口鼻腔・気管内吸引に限る)
- ネブライザーの管理
- 経管栄養(経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食道ろう)
- 経管栄養(持続経管注入ポンプ使用)
- 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)
- 皮下注射(インスリン、麻薬等)
- 皮下注射(持続皮下注射ポンプ使用)
- 血糖測定(持続血糖測定を含む。埋め込み式血糖測定以外)
- 血糖測定(埋め込み式血糖測定による)
- 継続的な透析(血液透析、腹膜透析)
- 間欠的導尿(間隔を空けて実施する導尿)
- 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱ろう、胃ろう、尿路ストーマ)
- 排便管理(消化管ストーマ)
- 排便管理(排便、洗腸)
- 排便管理(洗腸)
- 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置、経鼻・頬粘服投与

本調査の対象者・主な内容

本調査は都民の方、都内に所在する事業所を対象とした調査です。

都民調査

東京都内に在住する、**0~64歳**の医療的ケア児者・重症心身障害児者及びそのご家族
※対象の詳細は左ページをご参照ください



回答フォーム
(都民調査)

質問の項目

本人の基礎情報 介護者の状況 サービスの利用状況
相談先 災害関係 など

事業所調査

東京都内に所在する、以下のサービスを提供する事業所



回答フォーム
(事業所調査)

- ・訪問看護ステーション
- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行介護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所
- ・施設入所支援
- ・共同生活援助(グループホーム)
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・自立生活援助
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

質問の項目

医療的ケア児者の受入状況 医療的ケアの実施状況
見守りの状況 災害関係 など

医療的ケアの必要な方を受け入れていない場合も、
ぜひご協力をお願いいたします。

ご回答いただいた内容は統計的に処理し、個人が特定されることはありません。

医療的ケア児者の方に 関する実態調査へ ご協力をお願いいたします

※医療的ケアが必要な重症心身障害児者の方も対象です



都民調査

東京都内に在住する、**0~64歳**の医療的ケア児者・重症心身障害児者及びそのご家族

事業所調査

東京都内に所在する訪問看護ステーション及び障害福祉サービス事業所
対象の詳細は裏面をご参照ください。

回答締切

令和8年5月15日(金)

4-2-1 令和8年度都における取組（保育）

医療的ケア児保育支援事業

R8予算案 777,732千円

事業概要

【事業内容】

保育所等に看護師等を配置するための経費等を区市町村を通じて補助し、医療的ケア児の受入れ体制を整備

※ 下線部が前年度からの変更点

【対象施設】

保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所、定期利用保育事業、一時預かり事業（緊急一時預かり）、多様な他者との関わりの機会の創出事業

【補助項目】

- (1) 看護師等の配置 (2) 研修受講支援 (3) 補助者の配置 (4) 医療的ケア児保育支援者の配置 (5) ガイドラインの策定
(6) 検討会の設置 (7) 医療的ケア児の備品整備 (8) 災害対策備品整備
(9) 送迎支援 (10) ICT機器導入 (11) 園外活動移動支援 (12) 損害賠償保険料補助 (13) 指導医の確保支援

R8拡充

【① 損害賠償保険料補助】

- 補助内容
医療的ケアに起因して発生した事故に関する賠償責任保険に加入する経費を都独自に補助
- 補助基準額
1 施設当たり年額 54,600 円
看護師等1人当たり年額 4,880 円
※ 施設等が加入する場合、看護師等が加入する場合、それぞれの単価

【② 指導医の確保支援】

- 補助内容
区市町村が保育所等における医療的ケア児の受入や支援について、医療的ケアに関する知識を有していると認める医師（指導医）に委嘱等する経費を都独自に補助
- 補助基準額
1 施設当たり年額 658,000 円

【負担割合】

- 国事業の対象となる補助内容について（認可保育所での実施の場合など）
国：1/2 都：1/4 区市町村：1/4（所定の要件を満たす場合 国：2/3 都：1/6 区市町村：1/6（※1））
 - 国事業の対象とならない補助内容について（認証保育所での実施の場合など）
都：1/2 区市町村：1/2（所定の要件を満たす場合 都：3/4 区市町村：1/4（※2） 又は 都：5/6 区市町村1/6（※1））
- ※1 「新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する」場合。ただし、財政力指数1未満の自治体等に限る。
※2 「自治体における医療的ケア児の受入児童数が、前年度を上回る（前年度と同程度の人数の申込みがないなど、前年度を上回る
ことができないやむを得ない理由がある場合を除く）」場合。

4-2-2 令和8年度都における取組（保育）

医療的ケア児等の育ちの支援事業

R8予算案 66,000千円

実施内容

保護者の就労等の有無にかかわらず、医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童をベビーシッターが定期的に保育し、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長を図ることを目的とする。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。

令和8年度の取組

項目	内容
対象児童	医療的ケア等の程度を勘案して、集団保育での受入れが難しいと区市町村が認める未就学児であること ・身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。 ・医療的ケアの程度により保育所等に通うことが困難な場合や保育所の受入体制により通うことが困難な場合等も含む
実施主体	区市町村
実施事業者	地域型保育事業の居宅訪問型保育事業者（認可） ※ 本事業に従事するベビーシッターは、居宅訪問型保育専門研修を受講した者であること
利用時間	上限なし
主な補助内容	① 運営費 ア 看護師を配置する場合 1時間当たり 6,500円 イ 保育士等を配置する場合 1時間当たり 3,300円 ※ 看護師及び保育士等の2名で保育を行っている時間帯のみ併用可 ② 要支援家庭等対応強化加算 1施設当たり年額742千円 及び 実費負担額 ③ 利用者負担額の無償化 など
負担割合	都：10/10
その他	・児童の状態に応じて、保護者やシッター以外の他者と関わる機会の確保に努めること(公園や障害児支援施設へ連れていく等) ・児童の様子や発育状況等を区市町村に報告すること

4-2-3 令和8年度都における取組（保育）

大学提案

インクルーシブ保育の推進に向けた情報・教育的コンテンツの整備事業

令和8年度予算案
32,990千円

【概要】

○ 事業目的

医療的ケア児が利用できる保育施設が限られている現状を踏まえ、病気や障害の有無にかかわらず、希望する子供が保育所等に通えることを目指すもの

○ 成果物

医療的ケア等の知識や受入に関する情報をまとめたガイドブック、映像教材、ワークショッププログラム等（保護者、保育所等向け）
※ 各コンテンツの内容については、令和7年度のニーズ調査及び令和8年度のワーキンググループでの検討を経て決定予定

○ 実施主体

東京都 ※ 東京大学と協定締結し実施

○ 実施期間

令和7年度～令和9年度（3年間）

【全体スケジュール】

令和7年度 ・ 医療的ケア児の保育所利用の実態やニーズ、好事例の調査
・ ワーキンググループ組閣に向けた準備

令和8年度 ・ 保育施設職員、有識者等で構成するワーキンググループの発足
・ ワーキンググループで開発方針を検討。各コンテンツのプロトタイプを作成

令和9年度 ・ プロトタイプのパブリックレビュー、フィードバックの募集
・ 初版の公開、実証実験
・ 改良版の納品

4-3 令和8年度都における取組（幼稚園）

私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業について

事業概要

【補助内容】

学校における医療的ケアの環境整備の充実に向けて、教員とは別に、医療的ケア看護職員を配置する際に係る経費を補助する。

【補助対象学種】 私立幼稚園

【補助割合】

○国事業の対象となる幼稚園（学校法人立幼稚園）

国：1/2 都：1/2

○国事業の対象とならない幼稚園（個人立等幼稚園）

都：1/2 補助事業者：1/2

【補助スキーム】

都→私立幼稚園

【令和8年度予算額】

18,515千円

◎令和8年度事業実施スケジュール

	事業周知	交付申請依頼	交付決定	実績報告依頼	額の確定
都	4月	12月上旬	2月上旬	3月上旬	4月下旬
(参考) 国	申請予定額提出依頼/ 3月下旬	3次募集分/ 12月上旬	2月上旬	3月上旬	4月下旬

【参考】国事業

○文部科学省 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）医療的ケア看護職員配置事業

【補助対象学種】 **学校法人が設置する幼稚園**、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

【補助割合】 国：1/3 補助事業者：2/3

※令和7年度～、学校法人（私立幼稚園）は、国：1/2 補助事業者：1/2

【補助スキーム】 国→学校法人（直接補助）

4-4 令和8年度都における取組（教育）

■ 保護者付添期間短縮化事業の強化について（継続）⑧0.6億円（㊦0.7億円）

概要

- 令和5年度より都立特別支援学校全校で保護者付添期間短縮化事業を本格実施
- 事業により付添い期間が短縮傾向にある一方で、人工呼吸器管理等の複雑・高度化した医療的ケアを有する場合は、保護者付添期間が長期に亘っている。
- 就学前に医療的ケアに携る訪問看護師等が入学後に学校看護師へ、手技等の実施を円滑に引き継ぐことで付添期間の短縮化を図る。

令和7年度第2回医療的ケア運営協議会資料より

	指示書提出済	4月末		5月末	
		付添い解除	解除率	付添い解除	解除率
令和7年度	78人	34人	43.6%	56人	71.8%
令和6年度	90人	40人	44.4%	71人	78.9%
令和5年度	58人	9人	15.5%	35人	60.3%
事業開始年度 令和3年度	58人	4人	6.9%	14人	24.1%

■ 学校看護師の安定的な確保について（拡充）⑧15億円（㊦13億円）

概要

特別支援学校の専用通学車両に同乗する看護師の安定的な確保のため、総合非常勤看護師の配置数を拡大

■ 医療的ケア児専用通学車両（拡充）⑧18億円（㊦15億円）

概要

特別支援学校の専用通学車両の運行台数を拡大（135台⇒156台）

※参考：令和8年度東京都予算の概要URL

https://www.zaimu1.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/20260130_reiwa8nendo_tokyotoyosanangaiyou/8yosanangaiyou.pdf